

税理士・田中誠のつぶやき (11)

生前贈与で注意したいこと

前回お話しした生前贈与で、そのやり方にも注意すべき点があるので、そのことをお話します。

贈与は贈る側の「贈った」という意思表示と、受け取る側の「もらった」という認識が必要となります。**もらった人が自分で財産を管理し、後で立証できるようにしておくことが重要**です。また相続発生時には贈った人の意思を確認できません。子どもが「もらった」と主張しても、税務署から「借りただけでしょう」と反論されかねません。贈与するときに証拠を残しておくことが欠かせません。

相続時に税務署から名義預金と指摘され、修正申告を求められるケースもあり得ます。形式上は子供などの名義でも実質的にはお金を出した人の預金と判断される場合が名義預金にあたります。以下のいずれかの基準に該当すると名義預金と判定され、その預金の名義人に関わらず実質所有者が判定される可能性があります。

名義預金と判定される目安

使用印鑑	家族名義の預金の印鑑のすべてが同一印鑑であり、しかも、通常被相続人が自分の預金に使用しているものと同じである場合には、名義借りの可能性が強くなります。
受取利息	家族名義の預金の利息を被相続人名義の預金等に入金し、被相続人が費消していると認められる場合には、名義借りの可能性が強くなります。
保管(管理)状況	預金通帳や証書等を誰が保管(管理)していたかで、名義人の判断材料とします。例えば、被相続人がすべて自分で管理しており、名義人はそのような預金があることさえ知らなかったという場合には、当然、名義借りとみなされます。
贈与税の申告の有無	贈与税の申告がない場合は、名義借りと判断される可能性が強くなります。現預金・有価証券などは単に名義だけを変えたもので、実質は被相続人の財産と判断され相続財産として相続税が課されます。

教育費や生活費として渡すこともあり

一方で、子どもや孫にまとまった金額を与えても、贈与税の対象にならない場合もあります。**家族同士の助け合いとして、教育費や生活費として渡す場合**です。孫の進学費用や、塾代、入学金、下宿する時の仕送り等、贈与税の基礎控除(年間 110 万円)を大幅に上回りそうな金額を贈与しても、親子や祖父母・孫といった親族同士は、互いに助け合う「扶養義務」があるため贈与税の対象にはならないのです。

扶養義務とは、わかりやすく言えば生活の面倒を見る義務です。親が子どもの生活費や教育費を負担しても「生活の面倒を見ている」のであり「贈与」ではありません。祖父母が孫の教育費を出しても扶養と見なされます。親や祖父母のほか配偶者や兄弟姉妹にも扶養義務があります。

自立した子供が、自分や家族のために親から援助を受けても、扶養される側の年収や貯蓄に明確な制限がないため、ほとんど問題にならないようです。援助の金額も、贈与税と違って明確な基準はなく「生活費または教育費で通常必要と認められるもの」としか相続税法に定められていません。

「教育費」には塾代や教材費、部活動、習い事など学校の授業料以外も入ります。「生活費」の範囲は「日常生活に必要な費用」と、あいまいです。もともと、ぜいたく品を買うお金は一般的に贈与と見なされます。その一つが車。子どもの車を親や祖父母が買い与えると、購入資金は贈与税の課税対象になります。一方、親名義で車を買ひ、子どもが運転するのは問題ないようです。

扶養としてお金を受け渡すものにも、注意点があります。もらった金額は残さず使い切るのが鉄則です。大学進学費用を祖父母が援助するとき、4年分をまとめて先渡しするのは扶養でなく贈与と見なされる恐れがあります。祖父母が渡したお金が、親の手元に貯蓄として残るからです。**必要なときに必要な金額を渡すのが原則**です。授業料や入学金なら、孫の学校の銀行口座に祖父母が直接振り込むのが一番です。専業主婦が、生活費を切り詰めて「へそくり」として貯めていても、多額なタンス預金は要注意です。